**平成２２年（フ）第６７６３号**
大阪府門真市浜町20番10号
債務者　鈴木　忠男
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６７７３号**
大阪市西成区南津守３丁目１番70号
債務者　森岡　光國
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６７７５号**
大阪府豊中市北条町１丁目32番１号
債務者　宇榮原　剛
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６７８９号**
大阪市城東区鴫野西４丁目18番13―409号
債務者　加賀山直樹
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６８０９号**
大阪府守口市東光町３丁目10番３号、事業所所在地大阪府守口市本町１－２―12ＥＭＯＮビル３階
債務者　じゅっせんとこと　仲地美枝子（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６８５８号**
大阪府八尾市明美町２丁目６番３号
債務者　お好み焼たいむこと　田中　誠市
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第６８７５号**
大阪市中央区日本橋１丁目22番33―510号
債務者　黒木　千種（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０１９号**
大阪市西淀川区姫里１丁目25番６号　メゾン三原102号
債務者　石垣　隆文
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０６８号**
大阪市平野区西脇３丁目１番20―306号
債務者　田中　建三
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０８３号**
大阪府東大阪市旭町10番15号
債務者　末　貴美恵
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７１４６号**
大阪府豊中市利倉２丁目９番20号
債務者　木俣　建二
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７１４８号**
大阪市大正区三軒家西２丁目19番２号
債務者　岩間　惠子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７１５４号**
大阪府寝屋川市太秦緑が丘24番18号
債務者　森多　良樹
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１４６号**
新潟県長岡市希望が丘１丁目７番地７
債務者　三上十三男
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第１７６号**
新潟県長岡市東新町３丁目１番27号
債務者　酒井　新一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第１７７号**
新潟県柏崎市諏訪町11番22―202号　タウンコーポあさかぜ
債務者　伊藤　次尾
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第１７８号**
新潟県十日町市桂戊19番地
債務者　山本　明由
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２２年（フ）第１９３号**
新潟県長岡市蔵王１丁目２番15号
債務者　齋藤　喜作
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係